

平成27年6月第40回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成27年6月15日第40回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 鈴木洋子	2 番 高野孝一
3 番 熊田芳子	4 番 小野一雄
5 番 佐藤正司	6 番 安藤美重子
7 番 百井いと子	8 番 渡邊重益
9 番 鈴木邦昭	10番 渡邊健一
11番 四宮規彦	12番 高野進
13番 熊澤勇	14番 佐藤アヤ
15番 高橋晃	16番 鞠子幸則
17番 佐藤實	18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐 藤 浄	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	佐 藤 雅 徳	税務課長	西 山 茂 男
町民生活課長	南 條 守 一	福祉課長	阿 部 清 茂
被災者支援課長	吉 田 美和子	健康推進課長	岡 元 比呂美
農林水産課長	齋 藤 幸 夫	商工観光課長	齋 義 弘
都市建設課長	佐々木 人 見	復興まちづくり課長	櫻 井 禎
上下水道課長	川 村 裕 幸	会計管理者兼会計課長	牛 坂 昌 浩
教育長	岩 城 敏 夫	教育次長兼学務課長	鈴 木 邦 彦
生涯学習課長	佐 藤 和 江	農業委員会事務局長	菊 地 和 彦
選挙管理委員会書記長	佐 藤 浄	代表監査委員	齋 藤 功

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	櫻 井 直 規		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 追加議案の説明
- 日程第 3 議案第55号 亶理町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第56号 亶理町職員の再任用に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 5 議案第57号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第58号 東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康
保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第59号 亶理町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項
の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する
条例
- 日程第 8 議案第60号 工事請負契約の締結について（平成27年度亶理町
立荒浜小学校プール災害復旧工事）
- 日程第 9 議案第61号 工事請負契約の締結について（平成27年度（復
交）町道五十刈線道路改良工事）
- 日程第10 議案第62号 工事請負変更契約の締結について（平成26年度
（復交）町道橋本堀添線道路新設（その1）工事）
- 日程第11 議案第63号 工事請負変更契約の締結について（平成26年度
（復交）町道橋本堀添線道路新設（その2）工事）
- 日程第12 議案第64号 工事請負変更契約の締結について（平成26年度
（復交）町道橋本堀添線道路新設（その3）工事）
- 日程第13 議案第65号 土地の取得について
- 日程第14 議案第66号 土地売買契約の締結について（亶理中央地区工業団
地企業誘致事業）

- 日程第15 議案第67号 平成27年度亶理町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第68号 平成27年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第69号 平成27年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第70号 監査委員の選任について
- 日程第19 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第20 報告第9号 繰越明許費繰越計算書について（平成26年度亶理町一般会計予算）
- 日程第21 報告第10号 繰越明許費繰越計算書について（平成26年度亶理町公共下水道事業特別会計予算）
- 日程第22 報告第11号 繰越明許費繰越計算書について（平成26年度亶理町工業用地等造成事業特別会計予算）
- 日程第23 報告第12号 事故繰越し繰越計算書について（平成26年度亶理町一般会計予算）
- 日程第24 報告第13号 事故繰越し繰越計算書について（平成26年度亶理町公共下水道事業特別会計予算）
- 日程第25 委員会の閉会中の継続調査申出について
- 日程第26 委員会の閉会中の先進地視察調査申出について

午前10時01分 開議

議長（安細隆之君） これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、3番 熊田芳子議員、4番

小野一雄議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、町長から追加議案 1件が提出されております。

第2、総務、産業建設、教育福祉、議会広報各常任委員会並びに議会運営委員会から、閉会中の継続調査の申し出を受理しております。

第3、総務常任委員会、産業建設常任委員会並びに議会運営委員会から先進地視察調査の申し出を受理しております。

第4、鈴木邦昭議員から発言取消申出書を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

次の日程に入る前に、鈴木邦昭議員から6月13日の会議における発言について、会議規則第63条の規定により不適切な発言があったことから、お手元に配付した発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出があります。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、鈴木邦昭議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

日程第2 追加議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第2、追加議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤 貞君 登壇〕

町長（齋藤 貞君） それでは、追加議案の説明を申し上げさせていただきます。

本日、追加議案としてご提案申し上げ、ご審議賜りますのは、議案1件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

それでは、その概要についてご説明申し上げます。

議案第70号 監査委員の選任について、ご説明申し上げます。

地方自治法第199条の3第1項に規定する代表監査委員について、平成27年6月30日をもって任期満了となることから、齋藤 功氏の後任として、澤井俊一氏を新たに監査委員として選任したいので、同法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、追加提出議案についてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 追加議案の説明が終わりました。

日程第3 議案第55号 亶理町行政手続条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第3、議案第55号 亶理町行政手続条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、議案第55号についてご説明を申し上げます。

議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第55号 亶理町行政手続条例の一部を改正する条例。

亶理町行政手続条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、別冊の新旧対照表を使ってご説明したいと思いますので、ご準備お願いいたします。

新旧対照表2ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正でございますけれども、行政手続法の一部改正がございまして、それに合わせまして、町条例の改正を行うものでございますが、改正の主なものとしましては、3つの改正がございまして、全て新たに追加するという内容のものでございます。

まず1つ目でございますけれども、2ページの真ん中よりちょっと下のほうにございますけれども、第33条第2項でございますが、左側の改正後のほうにアンダーラインの分がございまして、この部分を第2項として加えるものでございます。この内容につきましては、行政指導する場合については、その根拠となる法

令等をここに記載がございます第1号から第3号までの内容を示した上で行わなければならないということが追加になったものでございます。

次に、2つ目でございますけれども、この下のページ、3ページになりますけれども、この上段でございます第34条の2第1項でございますが、これにつきましては行政指導を受けた方が行政指導を受ける必要がないのではないかと思う場合については、行政指導の中止などを求めることができるとしたことの条文の追加でございます。

なお、この条文の中の下から2行目にただし書きというのがございますけれども、これにつきましては、既にその行政指導を行う場合に弁明あるいはその他意見陳述等の機会を設けた場合については、こういった申し出をすることはできないという規定になってございます。

なお、第2項につきましては、その申し出をする際、この1号から6号までの内容を記載した上で申し出をしなければならないという規定でございます。

次のページをお開きいただきたいと思いますが、4ページになります。

ちょうどこれも上のほうにございますけれども、最後これが3つ目になりますけれども第35条の2第1項につきましては、これは法令に違反する事実があるという場合については、それを管轄する行政機関に対して処分や指導を求めることができるということを定めたものでございます。

なお、その下にあります第2項につきましては、それを求める場合に1号から6号まででございます、こういった内容を網羅した上での申し出をしなければならないという規定でございます。

最後になりますけれども、もう1枚めくっていただきまして6ページでございます。

新旧対照表6ページ、これは亙理町町税条例の分でございますが、町税条例の適用除外の規定でございますけれども、行政手続条例の改正に伴いまして引用する条文が変わったことに伴いまして、あわせて改正するものでございまして、内容に変更はございません。

それでは、議案書3ページにお戻りいただきたいと思いますが。

附則でございますが、第1項といたしまして施行期日といたしまして平成27年4月1日、それから第2項といたしまして最後に説明申し上げました町税条例の引

用条文が変わるという改正内容でございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 1点だけお願いします。

今、総務課長から説明がありましたけれども、新旧対照表の2ページ、33条2項及び3ページ34条の2など、これらについて職員の皆さんにこういうふうに行行政手続が町民のために行政指導が改正されたということをどのように徹底しますか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） まずもってこれを提案する前に班長クラスで構成しております条例幹事会、それから条例審議会ということで全課長が出席しての会議がございまして、そちらのほうで内容については説明済みというようなことでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第55号 亶理町行政手続条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 亶理町行政手続条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第56号 亶理町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第4、議案第56号 亶理町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、議案書4ページをお開きいただきたいと思います。

議案第56号 亶理町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例。

亶理町職員の再任用に関する条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては、同様に新旧対照表で説明申し上げますので、新旧対照表7ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表7ページでございますけれども、ここに記載のありますとおり附則中の第2項中、引用する法律が年金法の一元化に伴い地方公務員等共済組合法から厚生年金保険法に変わるという内容のものでございまして、中身の内容につきましては、変更はございません。

それでは、議案書の4ページにお戻りいただきたいと思います。

附則でございまして、この条例は平成27年10月1日から施行するという内容でございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第56号 亶理町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 亶理町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第57号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第5、議案第57号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 議案第57号についてご説明申し上げます。

議案書は5ページ、新旧対照表は8ページになりますが、今回の改正につきましては条文の追加でございますので、議案書のほうをごらん願いたいと思います。

議案第57号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例。

亶理町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

第2項、前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度及び平成28年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万940円とする。

今回の改正につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、平成26年の法律第83号でございますけれども、これにおきまして介護保険法の改正がございました。平成27年4月から公費を投入して低所得者の第1号被保険者の保険料軽減化を行うということを踏まえまして、先般4月10日に保険料軽減の対象者及び軽減幅等を定める政令が公布、施行されたことから今回条例を改正し、本町でも低所得者の負担軽減を図るものでございます。この軽減につきましては、第6期の介護保険事業計画での介護保険料改正時にも若干説明をさせていただいておりますけれども、生活保護受給者などの第1段階、一番低いランク、保険料の少ない段階でございますけれども、その介護保険料を3万4,380円から、今回3万940円に引き下げるものでございます。3,440円の軽減ということになります。第1段階の保険料算定は、基準額の0.5という基準になってございますけれども、今回0.05を減じまして0.45ということで保険料を算定してございます。

なお、この軽減につきましては、公費負担ということで国が2分の1、それから県と市町村が4分の1負担することとなります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の亶理町介護保険条例の規定は平成27年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 1点だけお願ひいたします。

対象人数です。より一層軽減される対象人数は何人ですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 当初予算の中で算定してございます1,153名。普通徴収、特別徴収合わせましての人数でございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第57号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第58号 東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第6、議案第58号 東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたしま

す。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 議案書 6 ページをお願いいたします。

議案第58号 東日本大震災による被災者に対する亙理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、原子力災害対策特別措置法に基づく避難者への国の財政支援が地域や所得で対応が変更になったことにより、第2条と第4条を改正するものが主なものですが、一部文言の整理と前回の改正時に誤って改正した条文を訂正するものです。

それでは、新旧対照表を用いまして説明いたしますので、ご用意をお願いいたします。9ページになります。

第2条第4号につきましては、現行第4号及び第5号の旧緊急時避難準備区域の世帯及び平成26年度中に新たに区域指定が解除された避難指示解除準備区域の世帯のうち、保険料の賦課基準となる所得額の合算が600万円を超える上位所得層の世帯以外を減免の基準とするものです。

次のページ、第5号から第6号につきましては、現行の第6号と第7号をそのまま繰り上げたものでございます。

第7号につきましては、現行第8号、第9号の特定避難勧奨地点に居住していた世帯のうち、解除となった世帯の上位所得層以外の世帯を減免基準とするものです。

第8号につきましては、現行第5号の旧緊急時避難準備区域の世帯及び平成25年度中に特定避難勧奨地点が解除された世帯のうち上位所得層の世帯を減免基準とするものです。

第9号につきましては、旧避難指示解除準備区域の世帯及び平成26年度中に特定避難勧奨地点が解除された世帯の上位所得層の世帯が、新たに減免基準として示されたことにより追加するものでございます。

第4条につきましては、減免対象となる保険税が1年間の期間延長となったことにより平成27年度相当分を追加し、納期限を平成28年3月31日までとするものです。

第1号につきましては、第2条第4号及び第7号の改正によるものでございます。

第2号、次ページ、第3号につきましては、前回の改正で誤った解釈により改正してしまったものを改正前のものに訂正するものでございます。

第4号につきましては、第2条第8号の改正により現行第2号を改正するものでございます。

第5号につきましては、第2条第9号が追加されたことにより、平成27年4月から9月分までの保険税が、新たに減免対象となるものでございます。

別表につきましては、第2条の改正に伴うものでございます。

議案書に戻ります。

附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の東日本大震災による被災者に対する亘理町国民健康保険税の減免に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 1点だけ。

東京電力福島第1原発事故に伴う避難されている方の国民健康保険税の軽減でありますけれども、本町で何人、対象がありますか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 平成26年度原発避難者数は13世帯、33人になっております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第58号 東日本大震災による被災者に対する亘理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号 東日本大震災による被

災者に対する亙理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第59号 亙理町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第7、議案第59号 亙理町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは議案第59号についてご説明申し上げます。

議案書につきましては、9ページをお開きください。なお、資料につきましては別表、新旧対照表の14、15ページでございます。こちらのほうを用意していただきたいと思っております。

議案第59号 亙理町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例でございます。

こちらの条例につきましては、東日本大震災の被災地におきます企業等の立地を促進するために設けられた条例でございます。この別表でございます亙理中央地区工業団地、その用地の取得につきまして舞台アグリイノベーション株式会社が用地を取得した際に必要な面積を分合筆しておりまして、そのため新たな地番として亙理町逢隈高屋字堂田128-3となっております。この地番をこの条例に定める区域の範囲に追加する必要が生じたことから、別表のほうに1筆追加するという条例改正でございます。

議案書9ページに戻っていただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の亙理町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例は、平成27年1月1日から適用する。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第59号 亶理町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号 亶理町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第60号 工事請負契約の締結について（平成27年度
亶理町立荒浜小学校プール災害復旧工事）

議長（安細隆之君） 日程第8、議案第60号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。

議案第60号 工事請負契約の締結についてでございます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、工事名につきましては、平成27年度亶理町立荒浜小学校プール災害復旧工事でございます。

請負金額が、1億6,524万円。なお、落札率につきましては、97.89%でございます。

契約の相手方が、亶理町荒浜字水神62番地。阿部工務店・田中建材輸送・平口建設 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

代表構成員につきましては、阿部工務店。なお、平口建設につきましては、北海道伊達市の建設業者でございます。

次の11ページが資料でございます。

入札年月日が平成27年5月22日。

入札の方法が条件付き一般競争入札ということで、いわゆる復興JVでございます。今回の条件の主なものにつきましては、構成員のうちの代表者につきましては、亶理町内に本社または本店を有する事業者で、建築一式工事について特定建設業の許可を受けており、総合評定値が700点以上の者と代表者以外の構成員につきましては、北海道及び東北6県に本社または本店を有し、建築一式工事について特定建設業または一般建設業の許可を受けており、総合評定値が600点以上の者が条件となります。

入札参加業者が、太田工務店・宮城林産・小松建設 復旧・復興建設工事共同企業体。斎藤工務店・八木工務店・菅建設 復旧・復興建設工事共同企業体、阿部工務店・田中建材輸送・平口建設 復旧・復興建設工事共同企業体、渡辺工務店・岩佐組・浅水建設 復旧・復興建設工事共同企業体、阿部春建設・千石建設・須藤建設 復旧・復興建設工事共同企業体の以上、5企業体でございます。

入札回数が2回。

工事場所が亶理町荒浜字隈潟地内ということで、具体的な施工箇所につきましては、次の12ページに配置図がありますが、ごらんいただきたいと思いますが、荒浜小学校校舎の西、町道二丁目線を挟みました西側のこの赤の斜線部分となります。

工事内容につきましては、ここに記載のプール附属棟については、鉄筋コンクリートづくりの平屋建てで、屋根がアスファルト防水仕様。外壁がコンクリート打放しアクリル系ゆず肌塗装。延床面積が89.20平方メートル。主要室といたしまして男・女更衣室、男・女トイレ、機械室、倉庫でございます。プール本体につきましては、大プール、FRP製桶ということで、FRP、繊維強化プラスチックの略称ですが、FRP製の桶25メートル掛ける11メートルの5コース。小プールが同じくFRP製桶で8メートル掛ける8メートル。プールサイドが鉄筋コンクリートづくりで防滑性塩ビシート貼りとなります。

13ページが平面図、14ページが断面図、いわゆる立面図になります。

工期が平成28年2月29日まで設定しております。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第60号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第61号 工事請負契約の締結について（平成27年度
（復交）町道五十刈線道路改良工事）

議長（安細隆之君） 日程第9、議案第61号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第61号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、今回の工事名につきましては、平成27年度（復交）町道五十刈線道路改良工事でございます。

請負金額が、1億2,852万円。なお、落札率につきましては、95.64%でございます。

契約の相手方が、亘理町逢隈高屋字中野上108番地。斎藤工務店・小野工務店・永井組 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

代表構成員につきましては、斎藤工務店で、永井組につきましては、北海道伊達市の建設業者でございます。

次の16ページ、資料をごらんいただきたいと思えます。

入札年月日が平成27年5月22日。

入札の方法が条件付き一般競争入札ということで、これもいわゆる復興JVでございまして、条件の主なものについては、構成員のうち代表者については、町内に本社または本店を有する事業者で、土木一式工事について特定建設業の許可を受けており、総合評定値が700点以上の者と代表者以外の構成員については、北海道及び東北6県に本社または本店を有し、土木一式工事について特定建設業または一般建設業の許可を受け、総合評定値が600点以上の者が条件となります。

入札参加業者が、斎藤工務店・小野工務店・永井組 復旧・復興建設工事共同企業体、千石建設・宮城林産・木村建設 復旧・復興建設工事共同企業体、田中建材輸送・結城組・松浦組 復旧・復興建設工事共同企業体、太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体、渡辺工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体の以上、5共同企業体でございます。

入札回数が1回。

工事場所については、亘理町吉田字五十刈地内外ということで、18ページに位置図を添付しておりますが、18ページをごらんいただきたいと思えますが、町道五十刈線部分の今回の施工場所については、舟入川排水路の西側部分からこの赤で塗色しております国道側、岩地蔵幹線用水路の手前まで。これが今回の施工箇所となります。

道路改良工事で幅員が全幅11.5メートル、延長が546メートルでございます。幅員につきましては、全幅で11.5メートル。これについては18ページの標準断面図とあわせてごらんいただきたいと思えますが、そのうち車道幅員につきましては片側4メートルずつ、合計8メートル。歩道幅員につきましては3.5メートルの計画で、全幅11.5メートルの標準断面となっております。

地盤安定処理工につきましては、標準断面図に記載しております下層路盤より下の部分、路床と呼んでおりますが、路床部分が現在の状態であれば十分な支持力が得られないことが土質検査の結果判明したことから、セメントを路床に加え攪拌し固めることで十分な支持力を得る工法でありまして、場所によりまして安定

処理する施工の際の厚さ、それから高さの違いにより、ここに記載の4つのタイプに分類しております。攪拌する機種の違いによるものでございますが、スタビライザーによる使用区分が60センチメートルを超え1メートル以下の部分、これが1,400平方メートル。バックホウが1メートルを超え2メートル以下の部分で610平方メートル。中層混合につきましては、2メートルを超え5メートル以下の部分で、バックホウのバケットのかわりにパワーブレンダーといひましてドリルのようなもので攪拌するもので、これについては体積換算で表示しておりますが、3,280立方メートルの施工でございます。

排水構造物といたしましては、ベンチフリューム側溝400から550までの幅ですが、これが990メートル。

舗装工といたしまして、表層工として車道部分が再生密粒度アスコン、アスファルトコンクリート、厚さが5センチメートルで4,320平方メートル。歩道部分が再生密粒度アスファルトコンクリートで、厚さ3センチメートルで1,670平方メートル。車道部の上層路盤が粒度調整碎石で厚さ15センチメートル、4,370平方メートル。下層路盤がRC-40、いわゆる再生骨材で最大粒径40ミリメートルの略称ですが、これが厚さ20センチメートルで4,680平方メートル。歩道路盤が同じくRC-40で厚さ10センチメートル、1,730平方メートルの施工予定でございます。

道路附属施設といたしまして次のページとなりますが、歩車道境界ブロックのC型、これが390メートルの施工の予定でございます。

工期につきましては、平成28年3月25日まで設定しております。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第61号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第62号 工事請負変更契約の締結について（平成26年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その1）工事）

議長（安細隆之君） 日程第10、議案第62号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案の第62号 工事請負変更契約の締結について説明申し上げます。

資料につきまして、議案書の20ページをお開きいただきたいと思います。

議案第62号 工事請負変更契約の締結について。

平成26年12月12日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとするということで、工事名につきましては、平成26年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その1）工事でございます。

変更請負金額が、1億9,986万2,640円。3,408万2,640円の増額でございます。

契約の相手方が、田中建材輸送・結城組・松浦組 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

次の21ページが資料となります。

変更契約年月日が、平成27年3月31日。

工事概要それから主な変更理由につきましては、今回の施工区域に隣接しております県営の圃場整備事業の吉田東部1期、それから2期地区が施工しております。圃場整備側が施工する本路線の横断します暗渠の施工時期の調整が整わなかったことから施工箇所のうち100メートル部分につきましては、盛土を当初設計で施工しないこととしておりましたが、その後県との協議により施工調整が整ったことによりまして、L100メートル分の盛り土を変更により造土するものでござい

ます。変更後の数量については、ここの表の記載のとおりでございます。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

22ページ、23ページについては、それぞれ位置図、変更の平面図を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第62号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第63号 工事請負変更契約の締結について（平成26年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その2）工事）

議長（安細隆之君） 日程第11、議案第63号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書の24ページをお開きいただきたいと思います。

議案第63号 工事請負変更契約の締結について。

平成26年12月12日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする

ということで、工事名については、平成26年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その2）工事でございます。

変更請負金額が、1億8,408万6,000円。1,560万6,000円の増額でございます。

契約の相手方が、渡辺工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

次の25ページが資料となります。ごらんいただきたいと思います。

変更契約年月日が、平成27年3月31日。

工事概要並びに主な変更理由につきましては、今回の本工事の路体盛土におきまして、当初設計では仮設道路の施工区間のため盛土を行わないこととしておりましたが、工事区間への盛土運搬車両の搬入経路の確保のため現地において精査したところ、次の27ページに平面図がございますが、町道吉田浜山元線より50メートルの部分、図面で申しますとこの赤の斜線の部分、これが増工箇所となっている部分で、今回土工が変更となるものでございます。変更後の数量については工事概要の変更後の数量に記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

工期については、変更前と同じでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第63号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第64号 工事請負変更契約の締結について（平成26年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その

3) 工事)

議長（安細隆之君） 日程第12、議案第64号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続いて、議案書の28ページをお開きいただきたいと思います。

議案第64号 工事請負変更契約の締結について。

平成26年12月12日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとするということで、工事名につきましては、平成26年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その3）工事でございます。

変更請負金額が、1億8,291万7,440円。1,659万7,440円の増額でございます。

契約の相手方が、太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

次の29ページが資料となりますので、ごらんください。

変更契約年月日が、平成27年3月31日。

工事概要それから主な変更理由につきましては、図面になりますが、次の次の31ページ、平面図をごらんいただきたいと思います。

31ページの平面図に赤の斜線で記載しております今回施工箇所の終点付近であります40メートル部分について、当初設計におきましては盛土材運搬車両の転回路の用地としまして盛り土を行わない設計としておりましたが、現地において確認したところ土質が車両の運行に適さない粘質土であったことから変更によりまして盛土工が増になるものと、31ページの平面図の左側部分の仮称いちご団地南線について隣接します県営圃場整備事業で新設する農道と接続する計画を当初持っておりましたが、あわせて今回盛土高が変更になったために、あわせて路体それから路床盛土が変更により増となるものでございます。変更後の数量については、この表の変更後の数量をご参照いただきたいと思います。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第64号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第65号 土地の取得について（荒浜海岸緩衝緑地整備事業）

議長（安細隆之君） 日程第13、議案第65号 土地の取得についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） それでは、議案書32ページから35ページをお開きいただきたいと思います。

議案第65号 土地の取得について。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということでございます。

この事業につきましては、1番事業名、荒浜海岸緩衝緑地整備事業でございます。こちらの事業の概要なんですけれども、互理町震災復興計画、安全・安心を確保するまちづくりの主な事業として、減災機能を発揮する施設ということで水産庁のほうを整備しましたTP7.2メートルの海岸防潮堤の内側にTP10メートルの休憩所の盛り土を行うなどにより緩衝緑地を整備するものでございます。事業内容としましては、今年度から県有地それから国有地の購入を行い、盛土工事を行う

予定としております。今般、県との協議が整いまして、土地取得議案といたしまして今回提出させていただきご審議いただくものでございます。

次に、2番の所在地でございますが、亶理町荒浜字築港通り41番5 外2筆と記載がございまして、議案書の34ページに位置図、それから35ページに3筆の図面がございまして、

それでは32ページにお戻りいただきまして、3、面積ですが2万1,861平米。金額につきましては、1,225万円。

それから5番、契約の相手方ですが、宮城県知事 村井嘉浩ということになっております。

33ページに3筆の所在地それから地目、面積について記載してございます。

それから、買い取りの単価につきましては、平米当たり560円ということで面積を掛けまして、32ページの4、金額に記載の金額の1,225万円ということになっております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第65号 土地の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号 土地の取得についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第66号 土地売買契約の締結について（亶理中央地区
工業団地企業誘致事業）

議長（安細隆之君） 日程第14、議案第66号 土地売買契約の締結についての件を議題と

いたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書の36ページをお開きいただきたいと思
います。

議案第66号 土地売買契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することが
できるものとするということで、事業名につきましては、亘理中央地区工業団地
企業誘致事業でございます。

所在地が、亘理町逢隈高屋字堂田128番1 外1筆。

面積が、3万1,593.27平方メートル。

契約金額が、4億5,810万2,415円。

契約の相手方が、宮城県仙台市青葉区中央二丁目1番7号、舞台アグリノベー
ション株式会社でございます。

次の、隣の37ページが資料となります。

亘理中央地区工業団地につきましては、昨年舞台アグリノベーション株式会社
に対しまして用地売買予約契約を締結し、昨年6月の定例会におきまして、まず
工場建設部分の用地の先行取得分としまして2万2,827.56平方メートル、契約金
額が3億3,099万9,620円について土地売買契約の締結について可決いただき、そ
の後売り払いをしております。今回の用地につきましては、残りの用地分という
ことで39ページの平面図になりますが、ピンクの着色部分、鍵型のような形であ
りますが、この残りの用地分の売買でございます。資料の明細書で説明申し上げ
ますと、亘理町逢隈高屋字堂田128番1、地目が宅地で3万1,446.27平方メートル
と、亘理町字江下174番1、39ページの図面の右下部分になりますが、小さい部分
です、147.0平方メートルの合計、3万1,593.27平方メートルで、この面積に下段
にあります売払単価1平方メートル当たり1万4,500円を掛けたもの、4億5,810
万2,415円、この金額でこのたび用地を売り払うことについて舞台アグリノベー
ションと協議が整ったことから、その売買契約を締結するに当たり議決を求める
ものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 売り払い代金の入金のことについて伺います。

前回の3億3,099万円、これは入金されたと思いますが、これ1点、確認です。

2つ目、今回の議案4億5,800万何がし。これの入金予定日はいつか。全額払い込みなのか分割なのかをお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） まず1点目の昨年度の入金については、既に全額入金されております。

今回の契約金額4億5,000何がしにつきましては、今仮契約が終わりまして、これが議決いただければ本契約ということで、企業側のほうではまずすぐに支払いたいということで、ここ一、二カ月の間で速やかに支払いをしたいという舞台アグリさんからの意向を確認しております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進 議員。

12番（高野 進君） 今回の場合は一括入金ということで解釈してよろしゅうございますか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） はい、そのとおりでございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 1点だけお伺いいたします。

売払単価1平米1万4,500円ですけれども、これは、よっぽどの経済状況が変化しなければ今後とも1万4,500円で売り払うという考えでよろしいですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） この工業団地につきましては、亘理町のほうで独自にパンフレットを発行させていただいて企業訪問等について説明しています。その中で、売払単価については平米当たり1万4,500円ということで企業さんのほうにも説明しておりますし、既に売却いただいた今申し上げましたアグリイノベーション等も含めて今後の今内々で進めております企業さんのほうからも同じ単価ということでご了解をいただいておりますので、当面につきましてはこの単価で売払

単価については設定させていただきたいと考えております。

以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第66号 土地売買契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号 土地売買契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。休憩。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第67号 平成27年度亶理町一般会計補正予算（第3号）

議長（安細隆之君） 続いて、日程第15、議案第67号 平成27年度亶理町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第67号 平成27年度亶理町一般会計補正予算（第3号）について説明します。

別冊でお配りの平成27年度亶理町一般会計補正予算書（第3号）をご準備いただきたいと思っております。

始めに1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第67号 平成27年度亙理町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

平成27年度亙理町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるということで、第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億927万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ239億1,792万2,000円とする。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

最初に歳出のほうからご説明申し上げますので、15ページをお開きいただきたいと思います。

今回、項目が多いものですから、主に金額の大きいものを中心に説明させていただきます。

初めに2款の総務費でございます。1項6目企画費。600万円の増額補正でございます。主な内容につきましては、右の16ページの説明欄に記載しておりますが、企画事務経費といたしまして自治総合センターの一般コミュニティ助成金として平成27年度の事業を実施するに当たり、昨年10月号の広報におきまして公募を行い、今般、倭多里道の会より応募があり、自治総合センターに申請を行った結果、本年4月に交付決定を受けたことから、今回申請額250万円増額補正するものであります。交付先については今申しあげました倭多里道の会で、東日本大震災の被災により楽器等が使用できなくなり今回の助成金を活用し太鼓、ほら貝等の楽器の修繕及び購入を行うものでございます。

復興管理事務経費につきましては、東日本大震災から今年度で5年が経過するに当たり、復興推進会議におきまして委員から本町の復興事業の全体的な取り組み及び進捗状況、今後の計画等を取りまとめ、町民の方々に広く周知すべきという提案を受けまして、これらの内容を取りまとめた冊子を作成し、全世帯に配布する予定でありまして、この冊子「（仮称）亙理町復興のあゆみ」の作成業務委託料として200万円増額補正するものでございます。経費については、県の震災復興基金の活用を予定しております。

次に、3款民生費。17ページをお開きいただきたいと思います。

3款1項1目社会福祉総務費6,515万7,000円の増額補正でございます。主なものにつきましては、隣の18ページをごらんいただきたいと思います。前回国の平成25年度補正予算におきまして、平成26年度の事業として臨時福祉給付金事業を実施いたしました。今年度につきましても実施することが国のほうから決定を受けまして、今回臨時福祉給付金経費といたしまして6,467万2,000円増額補正するものでございます。今年度につきましては、給付金額が1人当たり6,000円でございます。加算措置についてはございません。今回の支給対象者は、昨年度の実績により5,600人程度見込んでおり、ことし9月24日から受付開始する予定でございます。なお、23の償還金利子及び割引料の2,168万円の増額補正につきましては、昨年度の給付金におきましての国庫補助金の返還金を同額計上し、国庫に返納するものでございます。

1項3目老人福祉費476万8,000円の増額補正につきましては、あとの議案の介護保険特別会計の補正予算でも説明申し上げますが、介護保険法の一部改正により低所得者の保険料負担軽減強化策として第1段階第1号の被保険者の保険料率が0.5%から0.45%に引き下げられ、本町におきましても先ほどの条例改正案で可決いただきましたが、ことしの4月1日に遡及して軽減を適用するものでございます。

次の20ページをごらんいただきたいと思います。

軽減額の補填については、補填する金額476万8,000円のうち国が2分の1、238万4,000円、県が4分の1、119万2,000円を負担しまして、残り4分の1、119万2,000円が町負担となりますが、国県負担金につきましては、一般会計で歳入処理を行い、町負担分を加算した上で介護保険特別会計のほうに繰り出しを行うものでございます。なお、町負担分については、普通交付税措置が今後なされる予定でございます。

次に、6款農林水産業費でございます。1項6目農地費750万円の増額補正でございますが、内容については右の説明欄にございますが、用排水路管理経費につきましては、悠里館東側に隣接します互理承水路東側の遊歩道、この施設については先に県営土地改良事業の水環境整備事業により整備され、町で管理している施設でございますが、整備後年数が経過していること、それから今回の大震災の影響などにより遊歩道脇の白壁に亀裂が発生、それから瓦崩落、遊歩道の沈下が

震災後に確認されましたが、その当時は程度が軽かったのでありますが、ことしの4月に調査の結果、被害の程度が著しくひどくなっておりまして、崩壊する可能性が大きくなったことから今回水環境施設修繕工事として200万円増額補正し、破損部分の修繕工事を行うものでございます。

県営農地整備事業費320万円の増額補正については、荒浜地区の木倉川排水路及び9号排水路につきましては、東日本大震災により被災を受け、県が国の災害査定を受け、災害復旧事業を実施したところでございますが、国の査定時におきまして淡水及び土砂堆積により確認不能の部分があり、後になり新たな被災箇所が発見され、国に後日災害査定を追加申請をしたところ認められなかったことから、県との協議の結果、県営災害復旧事業として対応することとなり、事業内容としては、堆積土砂の撤去、護岸の部分補修など事業費として4,000万円で、負担割合が国60、県32で町8%の負担割合でございます。今回町負担分の320万円を負担金として増額補正するものでございます。なお、この町負担分については、65%の震災復興特別交付税措置がなされる予定でございます。

鳥の海湾防潮堤復旧整備事業費230万円の増額補正につきましては、鳥の海湾防潮堤については現在、国、東北農政局におきまして災害復旧事業を実施しているところでありますが、防潮堤内の管理用道路用地の一部におきまして相続の関係により用地取得に時間を要する部分があり、当初国において用地取得の予定でありましたが、復旧工事がことしの8月に完了予定であり、国の災害復旧事業費で用地取得することができなくなるということで、東北農政局それから町において協議の結果、用地取得を町で行うこととしたため、今回用地面積371.5平方メートルの用地取得費といたしまして、今回公有財産購入費230万円を増額補正するものでございます。

21ページをお開きいただきたいと思います。

8款土木費について説明申し上げます。2項3目道路新設改良費800万円の増額補正につきましては、町道堂前線、町道東街道線から西に延びる長瀬ガーデン北側の町道ですが、民間の土取り場の運行経路になっており、現在舗装面が激しく傷んでいる状況であり、土取り場より採取している企業と町において協議の結果、今後の維持管理を考慮し、現状の舗装構成にもう一層舗装をかさ上げし、町道の舗装版の長寿命化を図ることとし、従来の舗装構成分の路盤及び舗装分を企業側

で負担することとし、今申し上げました舗装のもう1層のかさ上げ分の工事請負費800万円を今回増額補正するものでございます。

4項2目公共下水道費1,360万円の増額補正につきましては、この後の公共下水道事業特別会計の補正予算の際にも説明申し上げますが、今回荒浜雨水ポンプ場屋上防水シート改修工事等を実施するための費用として、公共下水道事業特別会計へ繰り出しを行うものでございます。

4項5目街路事業費288万4,000円の増額補正につきましては、町内の各駅の自転車等駐車場において日曜及び祝日等に契約者以外の無断駐車が頻発し、苦情が寄せられていることから、日曜日及び祝日等の管理業務を追加する経費として補正するものでございます。

4項6目復興事業費6億4,194万9,000円の減額補正でございます。説明欄にございますが、避難道路新設・整備事業費における橋本堀添線整備事業費につきまして、工事請負費1億2,000万円を委託料に組み替えするものと、用地取得・権利関係整備事業費につきましては、避難道路整備事業に係る用地買収におきまして相続人行方不明や相続人が多数という案件を解決し、用地取得するため必要な不在者財産管理人費を委託料として土地権利関係整理業務等委託料200万円、増額補正するものでございます。

防災公園整備事業費については、平成28年度以降の復興交付金の動向が未定であったことから、当初予算におきましては事業費の全額を計上しておりましたが、防災公園整備事業等の基幹事業については、平成28年度以降も全額国庫負担がなされる方針が今回国のほうから提示されたことから、本来の計画どおりの2カ年度事業で実施するものとし、事業費の半分を平成27年度、残りの半分を平成28年度の債務負担行為設定とさせていただき、今回6億4,394万9,000円を減額補正するものでございます。

5項1目住宅管理経費につきましては、災害公営集合住宅の上浜街道住宅及び大谷地住宅の集会所に必要な机、椅子、カーテン等の備品購入費といたしまして298万円増額補正するものでございます。

次に、25ページをお開きいただきたいと思います。

10款の教育費、主なものといたしまして、2項1目小学校管理費につきましては、施設管理経費といたしまして亙理小学校校舎北側に設置したプレハブ校舎に必要な

な備品購入費用と長瀨小学校校庭を取り囲む形で敷設しております側溝の一部にふたがけしていない箇所があることから、児童の安全性を確保するため側溝用ふたの購入費用、合わせまして431万円増額補正するものでございます。

3項1目中学校管理費の主なものにつきましては、亙理中学校の灯油地下タンク配管の油漏れ及び吉田中学校校舎内の壁に多数のクラック、ひび割れが確認され、それぞれ早急に補修工事が必要になったことから、工事請負費として583万8,000円増額補正するものでございます。

次に29ページをお開きいただきたいと思います。

4項社会教育費につきましては、主なものとして5項4目海洋センター費といたしまして、海洋センター体育館、男子トイレが2基とも現在和式になっており、利用者からの洋式化への強い要望があったことから、2基のうち1基を洋式化するため工事請負費として49万4,000円増額補正するものでございます。

以上が歳出の主なものでございます。

次に、歳入について説明申し上げますので、9ページをお開き願います。

歳入予算の主なものにつきましては、まず9款地方交付税でございますが、歳出で説明したとおり、防災公園整備事業が平成27年度と平成28年度の2カ年度事業の予算措置に伴い、1億5,850万7,000円を減額補正するものでございます。

13款国庫支出金につきましては、介護保険法の一部改正によるところの低所得者の保険料負担軽減に伴う国の低所得者保険料軽減負担金といたしまして238万4,000円増額補正するものと、臨時福祉給付金補助金として4,299万2,000円増額補正するものでございます。

14款の県支出金につきましては、介護保険法の一部改正による低所得者の保険料負担軽減に伴う県の低所得者保険料軽減負担金として119万2,000円増額補正するものと、総務費県補助金としまして消費者行政の推進に対する地方消費者行政活性化補助金としまして226万7,000円増額補正するものが主なものでございます。

続いて11ページをお開きいただきたいと思います。

16款の寄附金につきましては、今回東日本大震災からの復興のための寄附といたしまして2件、55万円頂戴したほか、ふるさと納税など震災以外の目的で7件、計8万円のご寄附をいただき、今回計上するものでございます。ご寄附をいただきました方々につきましては、この場をおかりいたしまして御礼申し上げたいと

思います。

17款繰入金につきましては、今回補正の調整財源といたしまして財政調整基金繰入金から4,391万7,000円繰り入れするものと、震災復興基金繰入金として右の説明欄のページに記載しております各種交付金事業の財源として390万円繰り入れするものと、東日本大震災復興交付金基金繰入金として4億8,136万2,000円を減額補正するものでございます。

続いて、13ページをお開きいただきたいと思います。

19款諸収入につきましては、地域のコミュニティ活動に対する自治総合センターコミュニティ助成金として250万円増額補正するものと、荒浜中学校に防災機能を備えた太陽光発電及び蓄電池設置に対するコカ・コーラ復興支援基金公立学校エコ支援事業助成金につきましては、今回公益財団法人コカ・コーラ教育環境財団より助成金の交付決定が通知されたことから、2,694万3,000円増額補正するものでございます。

以上が、歳入についてでございます。

最後に4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページが債務負担行為の補正でございます。今回については、追加でございまして、農業経営維持対策資金利子補給金及び町内各駅自転車等駐車場管理業務委託料の管理追加分につきましては、今後平成29年度までの3カ年において事業を実施する必要があることから、平成28年度から平成29年度までの事業費の限度額を設定するものと、防災公園整備事業につきましては、今後平成28年度までの2カ年で事業を実施するため平成28年度におけます限度額を設定するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 24ページになります。街路事業、上から2段目になりますけれども、自転車の管理の委託料288万円。町長の提案理由の中に、年末年始またはゴールデンウイーク等の休日に契約者外の無断駐車があったという説明でありました。そこで何件くらい、ゴールデンウイークと休日も含むと思うんですけれどもこれまで何件あって、多分駐車場関係だと思うんですけれども、駐輪場ではなく

て何件くらいあったのか件数をお聞きいたします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） ただいまのご質問でございますが、確かに駐車場関係が主なものでございまして、昨年度で申し上げますと実際に常磐線が開通していないということもあったと思うのですが、ゴールデンウィーク中に3件くらいの事案が発生しております。また、駐輪場においてもやはり自転車の盗難が件数は忘れましたけれども、何件かあった状況でございます。

以上です。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 今の説明だと、ゴールデンウィーク中に3件、日曜祭日にはなかったと理解すれば、今後土・日対応で、今年度残すところ数カ月ありますけれども、それに対して288万円の金額を出すということは、ちょっと金額的に費用対効果を考えれば多いかなという気がするのですけれども、例えばこのお金をかける前に予防策等々をやったのかどうか、それも含めて2つの答えをお願いいたします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 確かに費用対効果といいますか、やはり駐輪場、駐車場はきちんと1年間管理しなくてはいけないという観点からしております。

予防策についてですが、駐輪場においては防犯カメラ等は設置しております。それで対応はしてきておりますけれども、やはり人がいるといないということでは違いがあるのかなと思っておりますし、1年間を通して管理すべきという考えから出させていただいておるところでございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 土・日・祝日、業務を遂行するに当たって、当然利用収入が幾らか見込めると思いますが、どのくらい見込んでおりますか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 今現在といいますか、実際に具体的に利用収入までは手元に持ってきていないのですけれども、契約台数的には自動車で申し上げますと契約台数が約20台、定期的な契約台数が20台で、臨時的なのが64台という状況でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 16ページ、企画費の中で公共ゾーンの整備事業費です。150万円のボーリング調査費ということですが、何か所のボーリング調査をするのでしょうか。

また、この公共ゾーンにはまだ仮設住宅がありまして、まだ住んでいらっしゃる方もいらっしゃいますけれども、その対応策とかは考えているのでしょうか。この点についてお聞きします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） ボーリング調査につきましては、現在公共ゾーン内に調整池を予定しております。これについては東側の南端一画なんですけれども、その調整池の予定地の部分について南北一カ所ずつで合計2点、深さ7メートルずつなんですけれども、合計14メートルのボーリング。あわせていわゆる地下水調査と土質試験ということでそのサンプル、1メートルごとの土質を標準貫入試験ということで土の強さを図る試験もあわせて予定しております。このボーリングについては、あくまでも調整池の設計のために使うデータでございまして、今後につきましては今議員おっしゃった仮設住宅等については今後集約等の調整を図りながら進めていくという上で、今回はあくまでも県に対する開発行為の申請に対して必要なボーリング調査でございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 仮設住宅内でのいろいろな調査はまだしないということなのでしょうか。この点、1点お願いいたします。

あともう一つ。済みません、22ページ、さっき聞くのを忘れました。舗装事業費なんですけれども、堂前の長瀬ガーデンのそばの道路なんですけれども、私も実際にこの道路を見てまいりました。本当にダンプがいっぱい走っていて、今舗装してもまた傷むのかなというそういう思いもしますし、このままではだめだなというのもあるんですけれども、町で800万円を出すことになりましたが、全体としての工事費もお聞きしたいなと思っておりますけれども、この点いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 済みません、最初にちょっと間違っただけです。それで調整池のボーリングなので、今住んでいる仮設の方には影響については、直接はございません。1点目については以上です。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 舗装事業費の関係でございますけれども、町負担分が約800万円と予算立てをさせていただきましたが、通常の舗装の打ちかえ分として考えたものでございますが、これは民間の企業者側からの提案といたしますか、やはり現状が余りにもひどい状況だということで、実際の舗装の路盤から企業者側が構成したいと。町としては通常の舗装の打ちかえ分を支出するということで、全体的には約2,400万円でございます。それで町が約800万円、残りは企業者側が負担するという形で現在考えている状況でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） この道路なんですけれども、今までダンプが走ってなければしばらくお金をかけないで使える道路だったと思うのですが、今回ダンプの往来がすごく激しいということでこういう工事の事業費になったと思うんです。町の負担800万円ではなくて、町の負担はもうはっきり言ってなくてもいいような、ダンプの運行の溝が本当に、ダンプの幅の跡が道路についているというそういう状況だと思いますので、ここら辺もっと企業側とお話し合いを進めて町負担の軽減を図るべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 議員おっしゃるのは当然のことではございますけれども、やはり町で最初整備したということで町道を管理するということもございまして。そういった点から負担割合といたしますか、そういったことを話し合いをさせていただいた結果でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 20ページ、農地費の工事請負費の関係。先ほど9節、一番下です、県営農地整備事業。9号排水路、木倉川災害復旧工事負担金ということで320万円の補正がありましたけれども、まず中身です。私さっきのは聞き違いかなと思ったのですが、本来であれば全額国、県で負担すべきものをなぜ町が320万円も負担するようになったのか、この辺もう一度説明をお願いしたいと思います。

それから、もう一点は4ページ。債務負担行為の中で防災公園整備事業、この補正の中にも平成27年、28年度として工事をやるんだということではありますが、この債務負担行為について6億5,640万円、この関係は6月5日全員協議会で説明があったと理解しております。要は、この説明あった工事内容が全部これに網羅されておるのか。要は、土盛り、土木工事だけなのか、あるいは附帯工事も含むものなのかです。

それからもう一点は、2カ年にわたって着工するわけではありますが、荒浜地区、吉田地区に公園が全部で4カ所計画されておりますね。どこから始まる計画でおるのか、その辺をお尋ねします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 1点目は木倉川災害復旧工事負担金でございますが、企財課長も説明いたしましたように当初災害査定のほうを受けておりました。しかしながら、排水機場も完全ではなく排水も万全ではなかったため、その土砂堆積によって確認が不能であった箇所がございました。そういった箇所について、再度追加査定のほうもお願いをしたところでございますが、認められなかったということで、今回県単事業ということで工事費につきましては4,000万円、そのうち町負担が8%ということで、今回計上になりました。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 県から本来であれば津波被害でそれぞれの全ての排水機場が壊されたわけですね。そういう事柄は県サイドでも私は十分理解してもらえないかと思うのですけれども、その排水機場が壊れて土砂が堆積してたまった、その分が出てきたために云々だというのはわかるんです、事象については。その辺のやはり県側に対して何といたしますか、上申をして理解をせしめるような行動といたしますか、態勢が不足したのではないかなと私は思うのですが、その辺はどうですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それで先ほど申しました国60、県30に町負担分について、いわゆる土地改良事業の中での防災事業ということで、一番低率の町負担分でございます。そういう意味で先ほどの、繰り返しますけれども、国の災害査定の後

に数年後に実際土砂の堆積それから護岸補修が必要だということで、見えない部分について因果関係については国との協議の結果、いわゆる大震災の影響ではなくてその後の大雨等による土砂堆積、そういう因果関係もあるのではないかとということで災害査定としては認められなかったんですが、県営の災害復旧事業ということで一番低率の町負担8%、これは土地改良事業の中の防災事業で一番低率なんですけれども、これで事業をしてはという協議を、アドバイスを受けたものでそれで進めたものでございます。

以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 中身はわかりました。同じような事象が今後、大雨シーズンを、雨期を、梅雨を迎えて出てこようかと思っておりますので、そういったものを十分に考えて取り扱いといいますかお願いをしたいと申し上げておきたいと思っております。

（「防災公園は」の声あり）

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） ご質問の2点目でございますが、土盛工事だけか附帯工事もかというご質問だったと思うんですけれども、6月5日の全員協議会でこの4カ所の防災公園と先ほどもちょっとお話ししました荒浜の海岸緩衝緑地と2つご説明させていただきました。荒浜海岸緩衝緑地につきましては、交付金対象ではなくて町の事業ということで、今のところ町の財政ですとか予算ですとか、そういった関係もございまして、基盤整備から入っていくという説明をさせていただきました。こちらの防災公園につきましては、荒浜1カ所、吉田3カ所、合計4カ所、これらにつきましては、土盛りと公園施設、そういったもの全て含めて工事のほうを考えております。

時期というか、どこから先にやるのかというご質問だったと思うんですけれども、この4カ所につきましては今現在まだ予定ではございますけれども、どこからということではなくて、全て同時に発注のほうを考えていまして、また今後の議会等で請負契約の件ですとかそういったものをご審議いただければと思っております。

以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） まず1点目。16ページ。2款1項6目16の13です。「亙理町復興のあゆみ」ですけれども、これはどこに業務を委託するのか。あと、どういうふう
に編集するのか。まず1点、答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） この「復興のあゆみ」については、今のところまだ業者は
未定ですが、印刷会社のほうに印刷をさせる予定です。内容については、町当局
のほうで内容についてこれから編集し、校正していく予定でございます。先ほど
申しあげましたように、発行したのものについては全戸配布を予定しております。

以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 2点目です。24ページです。8款4項10の13ですけれども、逢隈駅
東の駐輪場については4月から休日も管理しておりますが、今予算を組んでいま
すけれども、会計処理上はどうなっているのですか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 今回、予算を上げさせていただきましたが、現予算で執行
していただいている状況でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 最後です。同じく24ページです。8款5項1目3の18、備品購入で
すけれども、まず集会所です。上浜街道の集会所を利用できる方は、戸建ての災
害公営住宅及び集合住宅の災害公営住宅及び大谷地については集合住宅に集会所
がつくられる状態になっていて、戸建て住宅及び防災集団移転の方と集合住宅の
方は利用できるかと考えていいのかなのかがまず1点目。

もう一点は、それぞれの集会所の鍵は誰が管理するのですか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） まず上浜街道の集会所につきましては、これは南城東と北
城東の行政区長さんとお話をさせていただきました、その行政区の集会所として
も活用していただくということで進めてまいっております。それから、大谷地の
集会所につきましては、3階にある避難的なこともございますので、そこに大谷
地の住宅に住んだ方の中から連絡委員さんということで定めていただいて、中の
被災者の方で活用していただくという形になります。

鍵については、上浜街道については南北の城東の区長さんにもお預かりしていただく。それから大谷地については、その中にいらっしゃる連絡委員の方にお渡ししていただきまして、町でも管理するという形になります。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 20ページでございます。6款1項6目9節県営農地整備事業。先ほど質問されたわけでございますけれども、この区域は私ども鳥屋崎区の木の枝払い、草刈りをしているところでございます。護岸が崩れて大変危険でございます。実は去年ですかね、人身事故がここであったんです。それで工事が中止されているわけです。そういうことから早急に工事の完成を望むわけでございます。これが1点。

2点目のその下の鳥の海湾防潮堤復旧整備事業の公有財産の購入でございます。この場所はどこ場所なのか。まずそのところをお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） ただいまのご質問でございますが、現在国が施工しております鳥の海湾の防潮堤工事区間でございまして、一部のり面側が擁壁で施工される場所がございます。そういったところの将来にわたって道路、それから歩道の幅を確保するために用地を取得するものでございます。

場所につきましては、わし穴樋門から西側にちょっと行ったところの宅地になりますが、その用地を取得するものでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 擁壁の部分ですね、わし穴樋門の西側ということでございます。今現在道路の側溝工事も含めてやっているわけですが、のり面も含めて今後用地買収等々はあるのかどうか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 今国で施工している北側部分につきましては、工事のほうはおおむね8月いっぱい終わるとのことと、あと今仮設を借り戸をしているんですけれども、そういったものについても10月までの借地ということになってございます。その後につきましては、今現在検討しているところでございますが、

農地で復旧するか、それとも復興計画にございます緩衝緑地等で、ただいまその内容等について精査検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第67号 平成27年度亙理町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号 平成27年度亙理町一般会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第68号 平成27年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（安細隆之君） 日程第16、議案第68号 平成27年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、別冊の平成27年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算書（第1号）をごらんいただきたいと思います。

1ページをお開きください。

議案第68号 平成27年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

平成27年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億9,188万4,000円とする。

今回の補正につきましては、荒浜雨水ポンプ場の屋上防水シートの改修工事を行うことによる事業費の増と、同じく荒浜地区にございます汚水の水神マンホールポンプ貯留槽の一部の用地買収に係る事業費の増額が主なものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、予算書10ページ、11ページをお開きいただきたいと思ひます。

1款1項2目維持管理費1,200万円の追加補正でございますけれども、維持管理費について荒浜雨水ポンプ場屋上防水シートの改修工事請負費としまして、増額するものでございます。これにつきましては、本年2月の場内巡視点検の際に、暴風によりましてシートの一部破損が確認されたことによりまして、3月に応急的に補修を行っておるところでございます。補修した以外の部分についても風によりゆがみが生じておりまして、土のうを置き様子を見ておりましたけれども、その後の強風によりまして全体的な改修が必要な状況になっております。現在でも雨漏りが生じまして内部電気設備への悪影響、それによってポンプの稼働ができなくなることから、本格的な風雨を伴う台風シーズンを前に改修を行うための工事費ということでございます。

次に、2款1項1目単独事業費160万円につきましては、汚水の荒浜水神マンホールポンプ貯留槽、場所でございますけれども、荒浜JAの支所の東側でございます。これらの一部の用地買収に係る測量委託費及び用地費、また、周辺整備に係る工事費ということでございます。これにつきましては、貯留槽の施工時、平成10年度でございましたけれども、施工時に打設した矢板部分、これは当初撤去する矢板を本体の浮き上がり防止のために残しておるものでございます。その一部が隣接民地へ越境しておりまして、これまでは地権者の好意によりまして無償で借地させていただいている状況でございますけれども、近接する荒浜大通線の用地買収にあわせて買収し、今後の適切な維持管理を行うということでございます。あわせて境界部に側溝を設置するというものも予定してございます。

次に、戻りまして歳入についてご説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金1,360万円の追加補正でございますけれども、一般会計からの繰入金の増額ということでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 11ページの15節工事請負費1,200万円。これを使うわけでありませけれども、今聞いておりますと暴風によって壊れたと。ゆがみが生じたということです。ゆがみというのは膨れだと思んですが、ここの改修をするわけですが、古いと確かにこういう状況が起きます。ただ、3年、5年で壊れたというのであれば、これは業者の工事の手抜き工事だと私は思います。これは何年くらいたっているのでしょうか。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 平成18年に一度施工してございます。そこから数えますと実質9年ということでございますけれども、施工した業者が今現在なくなっております。まだ9年目なのでございますけれども、業者がなくなってございます。それで、ことしの3月に応急的に補修したのですけれども、その際にもその形が出てきましたので、やむを得ず地元の業者をお願いしたということでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 9年ということですがシート防水、まあこんなものでしょうか。屋上の平米数がもしわかれば教えていただけますか。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 約440平方メートルということでございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第68号 平成27年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号 平成27年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第69号 平成27年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（安細隆之君） 日程第17、議案第69号 平成27年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第69号についてご説明します。

別冊の平成27年度亶理町介護保険特別会計補正予算書（第1号）をごらん願いたいと思います。

議案第69号 平成27年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入予算の補正。

歳入予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」によるということで、今回の補正につきましては、先ほど議案第57号で保険料の軽減、第1段階の方が対象になるわけですが、その軽減における歳入予算の補正ということになります。

それでは、5ページ、6ページをお開き願います。

まず、1款1項1目第1号被保険者保険料476万8,000円の減額補正でございますが、軽減によりまして特別徴収対象の第1段階の方々、それから普通徴収の分の第1段階の方々、それぞれ395万4,000円と81万4,000円、合わせまして476万8,000円保険料収入の減。それから、8款1項5目低所得者保険料軽減事業繰入金ということで、先ほど一般会計の中でも企画財政課長から説明ありましたように、それぞれ国のほうで2分の1、それから県のほうで2分の1、町のほうで2分の1を負担す

ることになりますので、一般会計に……失礼しました、県と町が4分の1でございます、それで軽減した分を負担することになりますので、一般会計に入りますのでその分を町の分を合わせまして一般会計から介護保険特別会計のほうに繰り入れるということで、476万8,000円保険料の軽減と同額を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第69号 平成27年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号 平成27年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第70号 監査委員の選任について

議長（安細隆之君） 日程第18、議案第70号 監査委員の選任についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（齋藤 貞君） 別冊の議案書をお開きいただきたいと思います。

議案第70号 監査委員の選任について。

亘理町監査委員に次の者を選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定によって議会の同意を求めるものであります。

それでは、議案第70号 監査委員の選任についてをご説明申し上げます。

監査委員につきましては、ご案内のとおり地方自治法第195条の規定により市町

村においては、2名の監査委員を置くことに定められており、また同法196条において議員の中から1名を選任するほか、人格が高潔で識見を有するものを議会の同意を得た上で選任することとなっております。そして、監査委員の職務については、地方自治法第199条の規定によりまして、町の財務に関する執行及び各種事業の経営管理について監査するほか、事務の執行についての検査権を持つ重要な職務であります。議員の皆さんもご承知のとおり見識を有する者のうちから選任される監査委員の任期が平成27年6月30日をもって任期満了となるため、齋藤 功氏の後任として、亶理町監査委員に澤井俊一氏を選任したいと存じまして、ご提案申し上げるところでございます。

それでは、澤井俊一氏の経歴等について議案によりましてご説明申し上げます。本籍、住所とも、亶理町字祝田48番地。氏名は澤井俊一。生年月日は昭和27年5月2日、63歳であります。そして経歴につきましては、記載のとおりでございますが、昭和50年3月に東北学院大学経済学部商学科を卒業され、昭和51年12月から宮城県市町村職員共済組合に長年勤務されました。その間、市町村共済組合員の保養施設であるパレス松洲勤務を初め、福祉課長、年金課長、さらには事務局次長など重要なポストを歴任し、宮城県市町村職員共済組合の経理全般にかかわるなど公的な経理に精通しており、定年退職された後も豊富な知識と経験を買われ、宮城県市町村職員年金者連盟の事務局長としてご活躍された方です。熟慮の結果、このような経歴とすぐれた見識を有し、人格高潔である澤井氏が監査委員として最適任であると考えましたことから、皆様にご提案を申し上げさせていただきました。つきましては、議員の皆様のご賛同を得まして、ご同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願いたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより、議案第70号 監査委員の選任についての件を採決いたします。この採決は起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって議案第70号 監査委員の選任についての件は、これに同意することに決定をいたしました。

日程第19 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について

議長（安細隆之君） 日程第19、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

町長（齋藤 貞君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。

それでは、諮問第1号についてご説明申し上げます。議案書の40ページでございます。

現在、人権擁護委員として活動いただいております6名の委員のうち、小野清一委員が平成27年5月31日をもって退任されました。その後任として、新たに清野和夫氏を人権擁護委員に推薦したいと存じまして、議会の同意をいただきたくご提案申し上げたものでございます。

住所は亙理町字裏城戸174番地5、氏名は清野和夫。生年月日は昭和29年9月7日でございます。経歴につきましては、次のページに記載のとおりであります。昭和54年3月に茨城大学工学部を卒業され、同年4月に千葉県鎌ヶ谷市立第四中学校に勤務されてから36年間にわたり教職員として力を発揮された方でございます。教職員として長年にわたり培われた豊富な経験と知識、そして高潔な人格であることなどを熟慮した結果、人権擁護委員として最適任であると考え、推薦したいと存じますので、ご提案申し上げるものでございます。

以上、議員各位のご同意方、よろしくお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

だきます。

議長（安細隆之君） 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件について
質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての
件を採決いたします。この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求め
ることについての件は、原案のとおり答申することに決定いたしました。

日程第20 報告第9号 繰越明許費繰越計算書について（平成26年
度亘理町一般会計予算）

日程第21 報告第10号 繰越明許費繰越計算書について（平成26年
度亘理町公共下水道事業特別会計予算）

日程第22 報告第11号 繰越明許費繰越計算書について（平成26年
度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算）

（以上3件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第20、報告第9号 繰越明許費繰越計算書についてから日程第
22、報告第11号 繰越明許費繰越計算書についての以上3件は、関連があり
ますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 初めに、報告第9号について、当局からの提案理由の説明を求めま
す。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、最初に議案書の43ページをお開きいただきたいと
思います。

報告第9号 繰越明許費繰越計算書について。

平成26年度亘理町一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

この内容につきましては、これまでご承認いただいております繰越明許費について、繰越額が確定したことに伴い、今回ご報告申し上げるものでございます。

43ページ上段の2款1項総務管理費、事業名が公共ゾーン整備事業。金額が2,430万円。翌年度への繰越額が、右の欄になりますが1,460万円でございます。ここから次の44ページ、またいきまして次の45ページの下段の11款3項文教施設災害復旧費、事業名が海洋センター漕艇場災害復旧工事事業計画書作成事業、金額が210万6,000円、翌年度への繰越額が130万6,000円でございます。これら全て合計いたしまして、事業数につきましては39事業、金額が17億469万2,985円に對しまして、翌年度繰越額が15億6,786万545円に決定したことにより報告するものでございます。

以上が報告第9号でございます。

議長（安細隆之君） 次に、報告第10号について、当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、続きまして議案書の次のページ、46ページをお開きください。

報告第10号 繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。

なお、これにつきましても、先ほど第9号で企画財政課長が報告しましたとおり、繰越額が決定したことにより報告するものでございます。

平成26年度亘理町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

内容でございますが、一番上の2款下水道事業費1項公共下水道事業費、事業名、効率的な事業実施のための計画策定業務委託、金額2,430万円、翌年度繰越額1,460万円から、一番下の事業名、荒浜雨水ポンプ場吐出槽嵩上実施設計業務委託（復交）、金額が1,000万円、翌年度繰越額1,000万円まで、事業については12件、金額は3億3,756万3,751円、翌年度繰越額が1億8,926万7,911円に決定したことにより、報告するものでございます。

以上で報告第10号の説明を終わります。

議長（安細隆之君） 次に報告第11号について、当局からの提案理由の説明を求めます。
企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続いて、議案書の47ページをごらんください。

報告第11号 繰越明許費繰越計算書について。

平成26年度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。これも繰越額が確定したことに伴い、報告するものでございます。

1款1項工業用地等造成事業費、事業名が亘理中央地区工業団地造成事業、金額が2億9,960万円。翌年度への繰越額が同額の2億9,960万円に決定したことにより今回報告するものでございます。

以上が報告第11号でございます。

議長（安細隆之君） 以上で、報告第9号 繰越明許費繰越計算書についてから報告第11号 繰越明許費繰越計算書についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますのでご了承願います。

日程第23 報告第12号 事故繰越し繰越計算書について（平成26年度亘理町一般会計予算）

日程第24 報告第13号 事故繰越し繰越計算書について（平成26年度亘理町公共下水道事業特別会計予算）

議長（安細隆之君） 日程第23、報告第12号 事故繰越し繰越計算書について及び日程第24、報告第13号 事故繰越し繰越計算書についての以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 報告第12号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、48ページをお開きいただきたいと思います。

報告第12号 事故繰越し繰越計算書について。

平成26年度亘理町一般会計予算の事故繰越しは、次のとおり翌年度に繰り越した

ので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

本件につきましては、平成26年度の一般会計予算におきまして、避けがたい事故により年度内の事業の完了ができなかったために、事故繰越しにより翌年度に繰り越したものでございまして、その内容について報告するものでございます。

最初に、8款2項道路橋梁費、事業名が道路新設改良事業です。支出負担行為額が497万6,242円でございますが、右の説明欄に記載がございまして、委託料については測量及び設計業務を行うもので、関係地権者等との調整が終わらず、年度内完了が見込めないため繰り越すもの。工事費については、他事業との調整に不測の時間を要したことから年度内完了が困難となったもの。用地費及び補償費については、関係地権者との調整が終わらないことから繰り越すものの理由によりまして、工期を平成27年度まで延長するものでありまして、支出負担行為額が497万6,242円全額を翌年度に繰り越しすることを決定したものでございます。

以下、それぞれの事業費、支出負担行為額、翌年度繰越額と繰り越し理由について、これについては説明欄に記載しておりまして、次の49ページをごらんいただきまして、下段8款4項都市計画費、事業名が海岸緩衝緑地整備事業（人工丘）まで、これら合計いたしまして9事業、支出負担行為額11億691万8,972円に対しまして、翌年度繰越額10億9,199万532円に決定したもので、報告するものでございます。

以上が報告第12号でございます。

議長（安細隆之君） 報告第13号について、当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、議案書の次のページ、最後のページ、50ページでございませけれども、お聞きください。

報告第13号 事故繰越し繰越計算書について、ご説明申し上げます。

平成26年度亘理町公共下水道事業特別会計予算の事故繰越しは、次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

本件につきましては、平成26年度の公共下水道事業特別会計予算におきまして、避けがたい事故により年度内の事業の完了ができなかったために、事故繰越しにより翌年度に繰り越したものでございまして、その内容について報告するものでございます。

内容でございますが、5款災害復旧費1項下水道施設災害復旧費、事業名、23都災第2956号亘理町流域関連亘理町公共下水道（亘理第三処理分区その1）災害復旧事業。支出負担行為額が2億6,046万7,500円、翌年度繰越額が2億3,846万5,780円。その下の事業名、23都災第2958号亘理町流域関連亘理町公共下水道（荒浜排水区その2）災害復旧事業。支出負担行為額が5,652万6,000円、翌年度繰越額が5,142万6,000円。事業につきましては2件、いずれも荒浜地区におきましての災害危険区域内での事業で、2956号が汚水関連、2958号が雨水関連事業ということでございます。

説明欄にも記載されておりますが、他事業との計画調整や施工計画の一部見直し等に時間を要したことにより、年度内の完了が困難となったことから、事業を平成27年度に繰り越すものでございます。金額はそれぞれ合計いたしまして、支出負担行為額3億1,699万3,500円に対しまして、翌年度繰越額2億8,989万1,780円に決定したものを報告するものでございます。

以上で報告第13号の説明を終わります。

議長（安細隆之君） 以上で、報告第12号 事故繰越し繰越計算書についてから報告第13号 事故繰越し繰越計算書についてについての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますのでご了承願います。

日程第25 委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（安細隆之君） 日程第25、委員会の閉会中の継続調査申し出についての件を議題といたします。

総務、産業建設、教育福祉、議会広報各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

日程第26 委員会の閉会中の先進地視察調査申し出について

議長（安細隆之君） 日程第26、委員会の閉会中の先進地視察調査申し出についての件を議題といたします。

総務常任委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の先進地視察調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務常任委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長から申し出のとおり、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、総務常任委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長から申し出のとおり、これを承認することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成27年6月第40回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 0時22分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 安細隆之

署名議員 熊田芳子

署名議員 小野一雄